

大野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(平成31年4月26日教委告示第14号)

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、大野市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、大野市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 文化財保存活用団体
- (4) 公募による者
- (5) 市職員
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、地域計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループ員は、市職員及び教育委員会事務局職員の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。